

# 知的財産政策

## 第6回

令和2年5月8日(金)

加藤 浩

[katou-hiroshi@nihon-u.ac.jp](mailto:katou-hiroshi@nihon-u.ac.jp)

# 情報社会と知的財産権(2)

1. 情報技術と著作権

2. アンチコモモンズへの対応

# 前回のまとめ

パテント・トロール

パテント・プール

特許権の制限

特許権の制限

e-Bay判決  
SHIELD法

FRAND条件  
独禁法

パテント・コモンズ

# パテント・コモンズ

- パテントコモンズとは、特許権を取得した後、特許発明を独占するのではなく、**第三者に広く利用**させるものである。典型的な事例としては、環境に貢献する技術に関する特許権を無償で開放する「**エコ・パテントコモンズ**」がある。
- パテントコモンズは、**企業の社会的責任** (corporate social responsibility: CSR) を意識した取り組みの一つと考えられるが、**ビジネスの機会を拡大**するという長所もある。
- 最近では、大学や企業等が保有する特許権等を研究に限って無償で開放する「**リサーチ・パテントコモンズ**」という考え方も提唱されている。

# トヨタ、FCV特許無償提供

<2015/1/6 自動車ビジネス>

- トヨタ自動車は1月6日、トヨタが保有する**燃料電池車(FCV)関連の特許を無償提供**することについて、「地球人として、このあとの50年を見据えてやるには、こういうことが大事」との考えを示した。
- 「**水素社会を造り上げるということは、いち自動車会社ではできないし、またいろんな方が参加してくれないことにはできない。水素自動車の実現というのは長い道のりだ**と思う。水素社会を実現させるためには、**良い決断だ**と思っている」と述べた。
- 無償で提供する**期間を2020年末まで**とした理由については、「2020年はちょうど(東京)オリンピック。あと5年というターゲットをベースに、今までやってきたことをスピードアップさせることは可能だ」と話した。

# NASA、50以上の特許技術を公開

<2016/5/8 サイエンス>

- 「これらの技術を公開することで、私たちは民間企業がNASAの技術を使い、新たな形で量産・利得を実現することを奨励したい。」
- 公開された特許技術の中には、「宇宙空間で人間が生活や仕事をする際に必要な技術」、「宇宙船が音速で飛行する際の周囲の空気の流れを制御する技術」、「燃料注入システム」などがある。

# 最近の事例

Cnet Japan 2020年4月24日

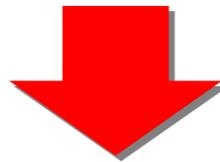
- 「Open COVID Pledge」という組織が、**新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)の拡大防止や感染者の治療といった活動を支援しよう**と、メンバー企業が保有する特許を無償提供する。
- メンバーには、新しく**Amazon.com、Facebook、Hewlett Packard Enterprise、IBM、Microsoft**の参加が決まった。
- Open COVID Pledgeの参加メンバーは、COVID-19パンデミックの収束と被害の最小化に利用する目的であれば、それぞれの**保有特許を一時的に無料で提供**するという。該当する特許は、研究や開発のほか、医療機器など各種技術の開発に利用できる。
- 活動を支援するメンバーには、**Creative Commons**やMozillaなどが名を連ねている。

# 第1部

## 情報技術と著作権

# 著作権法と特許法

【質問】プログラムやソフトウェアは、著作権法による保護を受けるのか、又は、特許法による保護を受けるのか？



【回答】プログラムやソフトウェアは、著作権法と特許法の両方によって、保護を受けることができる。

# 著作権法と特許法

## ソースプログラム

```
#include<iostream.h>
#define MAX(a, b) ((a)>(b) ? (a):(b))
inline int max(int a, int b)
{
if(a>b) return; else return b;
}
void main()
{
int x, y, maxdt;
x=10; y=20;
maxdt=max(++x, ++y);
cout<<"x"<<x<<"y"<<y<<"maxdt="<<
maxdt<<"\n"
}
```

## オブジェクトコード

```
1000101001010110000111001
0101010101100101010100101
0101010101011001010100110
1010101000101000101010101
0101101010010101000111010
100101000101
```

【請求項1】複数のセンサを用いて火災初期における湿度上昇を検出し、検出した湿度上昇に応じて火災を検知することを特徴とする火災検知方法。

【請求項2】コンピュータによって火災検知を行なうための火災検知プログラムであって、該火災検知プログラムはコンピュータに、火災を検知しようとする場所の複数カ所にそれぞれ設置された複数のセンサ装置の出力により該複数カ所の湿度変化を検出させ、検出した湿度変化が湿度上昇である時に、1カ所以上の湿度上昇が、その他の場所の湿度上昇よりも大きい場合に火災と判定させることを特徴とする火災検知プログラム。

著作物の複製→著作権の侵害

同じアイデアの実施→特許権の侵害

# 著作権法と特許法

## 著作権法

## 特許法

目的

文化の発展への寄与

産業の発達に寄与

保護対象

著作物(表現)

発明(アイデア)

権利者

著作者

特許権者(発明者)

権利の発生

自動的に発生

審査→登録(公開)

権利の消滅

70年

20年

権利の維持

無料

特許料が必要

権利の排他性

偶然なら侵害にならない

知らなくても侵害になる

(依拠性)

(過失の推定)

# 著作権法と特許法

- プログラムαの著作権者は、第三者がプログラムαと同一の機能を有するプログラムβを販売していても、プログラムの表現が異なる場合、プログラムβの販売を差止めできない。
- しかし、プログラムαについて特許権(・・・機能を有するプログラム)を取得しておけば、特許権に基づき、プログラムβの販売を差し止めることができる。

※特許権は、著作権よりも保護範囲が広い・・・。

# 著作権法と特許法

- 著作権侵害が成立するのは、他者がプログラムαに**依拠して**プログラムを複製・譲渡しているような場合に限られる。
- 特許権侵害は、他者がプログラムαと同一の機能を有するプログラムを**偶然に**生産・譲渡しているような場合も成立する。

※著作権侵害は、「依拠した第三者」のみであるが、特許権侵害は、「偶然の第三者」も対象になる…。

# 複製権

(複製権)

第21条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(私的使用のための複製)

第30条 著作権の目的となつている著作物(…)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、…、その使用する者が複製することができる。

※個人的・家庭内→私的使用

# 送信可能化権

平成9年改正法

(公衆送信権等)

## 第23条

- 1 著作者は、その著作物について、公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。)を行う権利を専有する。

※「公衆送信権」の規定に、「送信可能化権」を新設した。

# 送信可能化権

- 公衆送信権の対象は、送信行為であるため、**実際にアクセスがなければ公衆送信権の侵害は生じない。**(テレビ、ラジオの場合には、必ずアクセスがある。)
- しかし、**インターネットにアップロードして情報発信した場合、利用者がアクセスしたかどうか不明であり、また、それを確認することが困難な場合がある。**
- そこで、平成9年(1997年)著作権法改正により、送信行為の前提となる、**自動公衆送信し得る状態に置く送信可能化行為(アップロード)**を、著作権の対象とした**(送信可能化権)**。

# ダウンロードの法的規制

- 違法アップロードが横行する中、それをダウンロードする行為を法的に規制することによって、違法アップロードを抑制する立法措置が講じられた。
- 平成21年(2009年)著作権法改正により、違法にアップロードされたコンテンツ(録音・録画)のダウンロードが違法化された。(著作権法第30条1項3号;私的複製の例外)
- 平成24年(2012年)著作権法改正により、違法なインターネット配信について、自らその事実を知りながら「違法ダウンロード」(録音・録画)する行為が、刑罰の対象となった。(著作権法第119条3項;罰則規定の追加)

# ダウンロードの違法化

平成22年改正法

## 第30条1項

著作権の目的となっている著作物...は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること...を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

3号 著作権を侵害する自動公衆送信...を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

# 違法ダウンロードの罰則化

平成24年改正法

## 第119条3項

第30条第1項に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等・・・）の著作権又は著作隣接権を侵害する**自動公衆送信（・・・）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画**を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した者は、**2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

アンチコモンズへの対応策

# フェア・ユース

- 米国著作権法には、その著作物を**公正利用する行為**には著作権の効力は及ばないという**包括的な規定**がある(**米国著作権法107条**)。
- これに対して、日本の著作権法には、公正利用の場合の包括規定がなく、公正利用と考えられる場合を**具体的に限定列挙**している(**著作権法第30条～49条**)。なお、著作権法第1条の“**文化的所産の公正な利用に留意しつつ**”という記述を根拠に、**公正利用を認めるべきだとする意見**もある。
- **著作権法・第一条**  
この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの**文化的所産の公正な利用に留意しつつ**、著作者等の権利の保護を図り、もつて**文化の発展に寄与すること**を目的とする。

# 日本版フェア・ユース

- 2012年改正に向けて、「日本版フェア・ユース」の導入が議論になったが、結局、一般条項の導入は見送られた。
- その結果、付随対象著作物の利用(写り込み)(30条の2)、技術の開発などのための利用(30条の3)といった個別の制限規定が新設された。
- これらの動向は、政策形成過程におけるバイアス(偏り)が影響したと考えられる。(産業界などの権利者側の意見が反映)

# 権利制限への法改正

平成24年改正法

- いわゆる「写り込み」については、著作権侵害に当たらなくなった。具体的には、**写真やビデオ撮影の際、背景に著作物であるキャラクターが写り込んでしまう**行為が含まれる。このような「写り込み」の利用は従来、厳密には著作権侵害に問われる恐れがあったが、2013年1月以降は**侵害行為に当たらなくなることが明確化**された。
- なお、「写り込み」として認められるのは、「**軽微な構成部分**となるものに限る」とされている。また、「**著作権者の利益を不当に害することとなる場合**はこの限りではない」とのただし書きもある。

# 権利制限への法改正

平成24年改正法

- 録画機器などの著作物の利用を目的とした機器の開発などの際には著作物の利用が広範に行われており、例えば、企業が録画機器を開発するに当たって、実際に映画等の著作物を素材として録画するといった行為が行われている。こうした行為は、通常、著作権者の利益を不当に害するものではないが、著作権侵害に問われるおそれがあった。
- このため、公表された著作物は、著作物の録音・録画等の技術開発・実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することが侵害行為に当たらないことを明確にした。

# 権利制限への法改正

平成24年改正法

- 例えば、「技術開発・実用化の試験のための利用」(旧30条の4)として、以下の行為が権利制限に該当する。

## ＜技術開発・実用化の試験のための利用＞

- ・ テレビ番組の録画に関する技術を開発する場合に、技術を検証するため、実際にテレビ番組を録画してみる行為
- ・ 3D（三次元）映像の上映に関する技術を開発する場合に、技術を検証するため、3D映像を上映してみる行為
- ・ OCR（光学式文字読取装置）ソフトウェアを開発するに当たり、ソフトウェアの精度の向上を図ったり、性能を検証するため、小説や新聞をスキャン（複製）してみる行為
- ・ スピーカーを開発する場合に、性能を検証するため、有名な音楽を再生してみる行為

# 権利制限への法改正

平成31年改正法

- 従前の著作権法には、権利制限として、「**技術開発・実用化の試験のための利用**」(旧30条の4)が規定されていた。しかし、利用目的が「**技術開発**」に限定され「**基礎研究**」は対象外になる可能性があるという問題が指摘されていた。
- そこで、より広く権利制限を規定するために、平成30年著作権法改正において、**より包括的な要件**を規定し、「**著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用**」について、必要と認められる限度において、権利制限として規定された。(改正著作権法30条の4)

# 権利制限への法改正

平成31年改正法

- 例えば、「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」(改正30条の4)として、以下の行為が権利制限に該当する。

＜著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用＞

- ・ 美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為
- ・ 人工知能の開発を行うために著作物を学習用データとして収集して利用したり、収集した学習用データを人工知能の開発という目的の下で第三者に提供（譲渡や公衆送信等）したりする行為
- ・ コンピュータの情報処理の過程で、バックエンドで著作物をコピーして、そのデータを人が全く知覚することなく利用する行為
- ・ プログラムの調査解析を目的としてプログラムの著作物を利用する行為（いわゆる「リバース・エンジニアリング」）

# 論点

- 日本の著作権法は、**著作権の支分権の範囲が包括的に**規定されている(21条～28条)。国際条約(TRIPS協定など)とも整合性がある。
- しかし、**著作権の制限規定**については、米国のフェア・ユースのような条項はない。私的複製(30条1項)、引用(21条1項)があるにとどまる。その代わりに、**個別の制限規定**が多く、かなり細かく規定されている。
- これらの特徴は、政策形成過程におけるバイアス(偏り)が影響している。**(産業界などの権利者側の意見が反映)**

**アンチコモンズへの新たな動き**

# TPP関連法案

➤ 平成28年12月9日、「TPP関連法案」が国会で成立し、その後、TPP11の発効により、施行に至っている。(平成30年12月30日施行)

➤ 著作権関係

◎著作物等の保護期間の延長(50年から70年に延長)

◎著作権等侵害罪の一部非親告罪化

# TPP関連法の施行

- 平成30年10月31日、日本を含む6か国が国内手続を完了したことから、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）が平成30年12月30日に発効することとなった。
- これにより、著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化等を含めた著作権法改正が平成30年12月30日から施行されることとなった。

# コミケは本当に大丈夫？

- TPPで著作権侵害の一部を**非親告罪**とすることで合意したことを受け、注目を集めるのが、**同人誌などに代表される“2次創作”の取り扱い**である。
- 文部科学省の文化審議会著作権分科会は、「**2次創作は非親告罪化に含めない方向で議論を進める**」としている。しかし、本当にこれまでと同じように**安心して同人誌などの創作活動を続けることができるのでしょうか？**といった指摘もある。
- TPP関連法により、**著作物の利用が阻害**されることが懸念される。

# 青空文庫は反対

- 保護期間の延長によって、「著作権切れ」間近の作品が利用できなくなることが指摘されている。懸念されるのが、インターネットの電子図書館「青空文庫」の存在である。
- 青空文庫は、著作権の保護期間が切れてパブリックドメイン（公共財産）となった作品を電子化することで、好きな作品をダウンロードして無料で読めるサービスを提供している。
- TPP関連法により、著作物の利用が阻害されることが懸念される。

# 政府、海賊版サイトへの緊急対策

2018/4/13 C-Net Japan

- 政府は4月13日、知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議において、海賊版サイトへの緊急対策案を発表した。政府は同案において、「漫画村」、「Anitube」、「Miomio」の3サイトを名指しし、対策の必要性を訴えた。
- 緊急対策案では、コンテンツビジネスの基盤が崩壊するほか、インターネット上で法秩序が失われる恐れを指摘。これらの被害を防ぐために、プロバイダなどによるサイトブロッキングを実施しえる環境を整備する必要があるとした。

# 海賊版サイト接続不能に 漫画村

2018/4/18 日本経済新聞

- 漫画やアニメの違法コピーを掲載している「海賊版サイト」の問題で、政府が打ち出した緊急対策で接続遮断（サイトブロッキング）をするのが適当としたサイトの一つ「漫画村」が、17日午後に接続不能になったことが、通信業界の関係者らへの取材で分かった。サイト運営者側が閉鎖に動いた可能性などがある。

# 論点

- ICT技術が発達し、デジタル技術の高度化、インターネットの普及が進展する中、著作権法は、従来の規定では対応できない場面が多発し、**法改正による権利強化**の方向にある。
- しかしながら、著作権の過度な強化は、著作物の流通を妨げて、ひいては**文化の発展を阻害**するおそれがある。

⇒著作権の保護と文化の発達のバランスが課題

アンチコモنزへの対応策の必要性

# 第2部

## アンチコモنزへの対応

# クリエイティブ・コモンズ

- **クリエイティブ・コモンズ** (Creative Commons)とは、著作物の利用の促進を目的として、**著作者が自らの著作物の利用を許可する意思表示を手軽に行えるようにするためのさまざまなレベルのライセンス**を策定し普及を図るもの。

クリエイティブ・コモンズ



創立者 ローレンス・レッシング

団体種類 非営利団体

設立 2001年

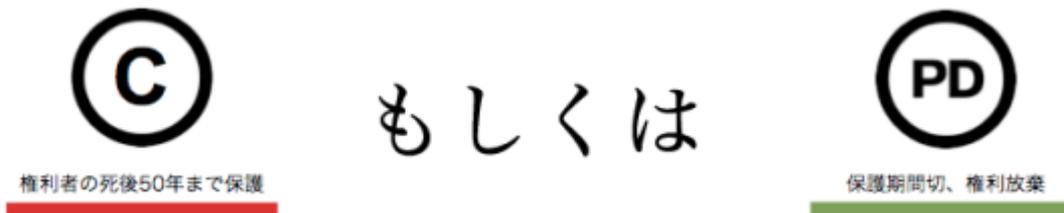
所在地  アメリカ合衆国  
カリフォルニア州サンフランシスコ  
 北緯37度47分14.3秒  
西経122度23分54.4秒

主眼 合理的な著作権利用の拡大

活動手段 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

# クリエイティブ・コモンズ

- すべての作品は、**著作権で守られているものと、そうでないもの**の、ふたつに分けられ、左側は、著作権がある状態を表し、右側は権利が放棄されている状態である。



- CCライセンスは、左右の状態の中間に存在する、**限定された権利を主張するライセンス形式**を提案している。



# クリエイティブ・コモンズ

- **クリエイティブ・コモンズ** (Creative Commons) では、**さまざま**なレベルの**ライセンス**を策定し普及している。

 表示	 非営利
作品のクレジットを表示すること	営利目的での利用をしないこと
 改変禁止	 継承
元の作品を改変しないこと	元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること

表示



表示—改変禁止



表示—非営利



表示—非営利—改変禁止



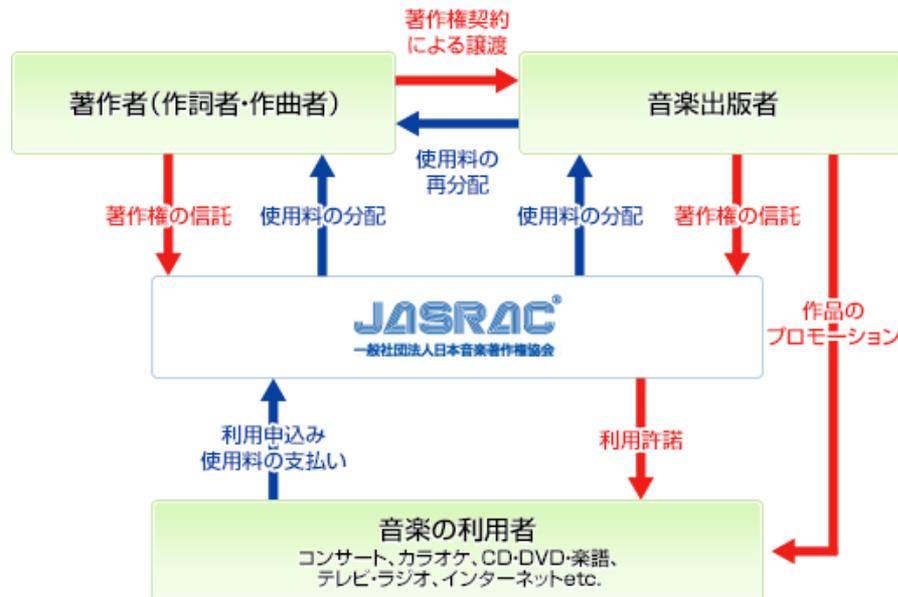
# JASRACと競争法

## ● 裁判例：JASRAC（2015年4月28日 最高裁）

- 最高裁は、2015年4月28日、JASRACが**放送事業者と結んでいる包括契約は独占禁止法違反にあたる**とする東京高等裁判所の判決を支持し、公正取引委員会の上告を棄却する判決を言い渡した。
- JASRACは、今後の公取委の審理でも争う姿勢は見せつつも、**包括使用料のあり方について、放送事業者や他の管理事業者と検討**を開始している

# JASRACと競争法

- JASRACが各放送局と結んでいる「包括契約」とでは、各放送局は前年度の放送事業収入の一定割合(1.5%)を支払えば、JASRACが著作権を管理する楽曲を何回でも放送できる仕組みになっている。一方で、別の業者が管理する楽曲を使う場合は別途、その分の使用料が発生する。



# 美術館「撮影OK」増加

2017/5/29 (神戸新聞NEXT)

- 日本の美術館で展示作品の**撮影禁止**という“常識”が、近年**変わりつつある**。背景にあるのは、手軽に撮影できるスマートフォンの普及や、インターネットの会員制交流サイト(SNS)での情報拡散を期待する美術館の思惑。関係者は「**時代の流れで、今後も増えていくだろう**」とみる。
- **SNSで盛んに情報発信されることは人気を後押しする**。東京の国立新美術館で今春あった「草間彌生(やよい) わが永遠の魂」展では会場の一部で撮影を許可。インスタグラムで「#草間彌生展」「#草間彌生わが永遠の魂」とハッシュタグが付いた**投稿は3万件を上回り、入場者数は50万人を超えた**。

# 美術館「撮影OK」増加

2017/5/29 (神戸新聞NEXT)

- 欧米では撮影自由な美術館が多く、「外国人旅行者だけでなく、日本の美術ファンから『なぜ撮影できないのか』と聞かれることも」ある。こうした要望も撮影許可の流れを押し進める。
- 神戸市立博物館で昨夏開いた浮世絵展「俺たちの国芳 わたしの国貞」で撮影を許可した理由は、浮世絵を所蔵する米ボストン美術館からの提案だった。
- 「日本人はクラシックの演奏会のように会話もせず、静かに見なければならぬ、との思いが強すぎるのでは。欧米のように楽しく気軽に鑑賞できる雰囲気があってもよい」と話す。

# ブラックジャックによろしく

2012年11月9日（毎日新聞デジタル）

- 人気の佐藤秀峰さんのマンガ「ブラックジャックによろしく」の廉価版1巻「第一外科・循環器内科編」が、12日から全国のコンビニエンスストアなどで発売される。
- 佐藤さんは同作について自由な2次使用を認める「フリー宣言」をしているため、発行元の双葉社は印税を支払わず、その分他の廉価版と比べて価格を150円程度抑えた450円に設定。
- 著作権は著作者の死後原則50年で消滅するため、印税ゼロは小説などでは珍しくないが、歴史の浅いマンガでは極めて異例。

# ブラックジャックによろしく

2012年11月9日（毎日新聞デジタル）

- マンガのコミックスは通常、価格の10%前後の印税が著者に入るとされている。佐藤さんは人気作「ブラックジャックによろしく」を電子書籍で無料配信しながら、映画化、小説化、舞台化といった2次利用に対して、「事前に連絡は必要ない」「ロイヤルティーや報酬は一切要求しない」と自由な使用を認めている。
- フリー化による作品の拡散、利用のされ方などを調べて今後に生かすのが狙いという。

# オンライン教育①

- 改正前の著作権法35条は、教育機関の授業における著作物の利用は、①対面授業のための複製(旧30条1項)、及び、②対面授業で複製したものを同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信すること(旧30条2項)については、「権利制限規定」が置かれていた。
- 他方、それ以外の公衆送信(例えば、オンデマンド授業での講義映像等)は権利者の許諾が必要となっており、教育関係者から、学校等におけるICTを活用した教育において著作物が円滑に利用できないとして、著作権制度の見直しを求める声があった。

# オンライン教育②

- そこで、平成30年・改正著作権法35条では、**教育機関の授業の過程における公衆送信による著作物の利用を広く権利制限の対象**とし、これを無許諾で行うことを可能とする規定が設けられた。
- もっとも、新たに無許諾で利用が可能となる公衆送信については、**補償金の支払い**を要することとされている（著作権法35条2項）。
- 補償金の金額については、新設される補償金徴収分配団体が教育関係者からの**意見聴取**を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮ったうえで認可することとされている。

# オンライン教育③

- したがって、改正法施行後は、授業の過程における必要な公衆送信については、個別に著作権者等の許諾を得る必要がなくなるが、他方で、教育機関の設置者(大学等)が、文化庁長官の指定する「指定管理団体」に「補償金」を支払うことが必要になる。
- この改正法で新設された「授業目的公衆送信補償金制度」は、改正法の公布日から3年を超えない日(令和3年5月24日)までに開始されることとなっていたが、今般の新型コロナウイルス対策の一環として、急遽、令和2年4月28日に施行された。また、令和2年度に限り、補償金額を「特例的に無償」として認可申請を行うことが決定されている

# 論点

- 著作権の過度な強化に対して、業界団体や権利者によって、**著作権を自主的に制限**して、**著作物の普及**を推進するための様々な取り組みが目立ってきた。
- このような動きに対して、政策的な支援が十分に行われていない。今後は、政策的に支援することにより、著作権の普及による**文化の発展**を推進することが必要である。**クールジャパン戦略**にもつながる。

⇒著作権の保護と文化の発達のバランスが課題

アンチコモンズへの対応

# 参 考

# レンブラントの新作

- Microsoftのデータ専門家や美術史家などからなるチームは、デジタル分析、顔認識、3Dプリントを利用し、バロック期のオランダ人画家レンブラント・ファン・レインの画風でまったく新しい絵画を生み出した。
- その結果、デジタルでレンダリングされた150Gバイトのグラフィックスができた。これらをピクセル単位で精査して、レンブラントの絵画を構成する特異的要素を決定した。



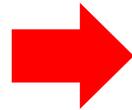
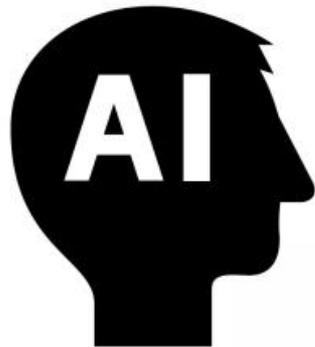
# レンブラントの新作

- プロジェクトのウェブサイトには次のように書かれている。「レンブラントの画風を習得するため、われわれは形状、構図、絵の具の使い方に基づいて彼を理解できるソフトウェアシステムを設計した。
- 顔認識アルゴリズムを使い、人間の顔立ちを描くのにレンブラントが特によく使った幾何学パターンを特定して分類した。
- その後、学習した原則を用いてスタイルを再現し、われわれの作品用に新たな顔のパーツを生成した」

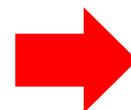
# 権利の帰属①

2017年4月18日

- 現在の特許制度は、人間が発明の権利(特許)を取得することが前提になっているが、人工知能(AI)による発明の権利が誰に帰属するかが議論されている。



発明



特許権

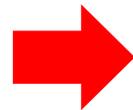
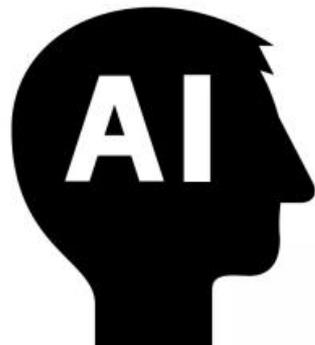
誰の権利？

知的財産戦略本部(内閣官房)

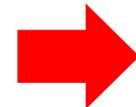
# 権利の帰属②

2017年4月18日

- AIによる創作に関し、現時点では人間の関与が大きいとして、特許権は従来通り人間に与えるとした。(経産省)
- ただし、「AIが自ら創作するような現実が見込まれた時点で、改めて制度の在り方を検討する」として、今後の議論に余地を残した。



発明



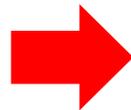
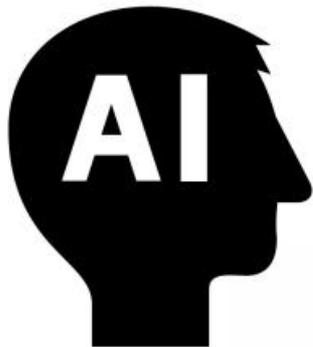
特許権

人間の権利？

# 権利の帰属③

2017年4月18日

- 将来は、人工知能(AI)により、既存のDNAデータから**有用なDNA**が発明され、それを用いて**微生物**や**医薬品**が発明される可能性がある。権利の帰属は？



DNA

微生物

医薬品

誰の権利？

# サルの自撮り事件

2018.04.25 CNN News

- インドネシアに生息する野生のサルが、写真家のカメラを使って「自撮り」した写真の著作権が争われた裁判の控訴審で、米国回連邦控訴裁はこのほど、サルの著作権を認めなかった一審判決を支持した。
- 「動物には□□上の地位はあっても□□上の地位はなく、サルは、『サルの自撮り』と呼ばれる写真に対する著作権侵害を主張することはできない」。



# 参考文献

<第6回> 「情報社会と知的財産権（2）」（5月8日（金）3限）

- ・ 田村善之「日本の著作権法のリフォーム論」知的財産法政策学研究、Vol.44（2014年）  
[https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/55093/1/44\\_02.pdf](https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/55093/1/44_02.pdf)
- ・ 土肥一史「平成24年改正著作権法を振り返る」文化庁月報、No.531、平成24年12月  
[http://www.bunka.go.jp/pr/publish/bunkachou\\_geppou/2012\\_12/special\\_02/special\\_02.html](http://www.bunka.go.jp/pr/publish/bunkachou_geppou/2012_12/special_02/special_02.html)
- ・ クリエイティブ・コモンズ  
<http://creativecommons.jp/licenses/>
- ・ ローレンス・レッシング「コモンズ」翔泳社（2002年11月）山形浩生・訳  
<https://www.hyuki.com/dig/commons.html>

※第1回～第5回(5/1)の授業の動画は、以下のURLから閲覧可能です。

<https://drive.google.com/drive/folders/1kt3Rgm6SN1FLKcDIbd1jt0YrKURlpCWi?usp=sharing>

# 補講

➤ 5月15日(金)3限に、補講を行います。

(今年の五月祭は、中止のようです。)

- ◆ この補講では、これまでに説明した知的財産政策の事例紹介を演習形式で行いますので、参加してください。
- ◆ なお、講義資料は、事前に電子掲示板より配布します。
- ◆ 授業形式は、これまでと同じ、Zoonシステムによるオンライン授業になります。